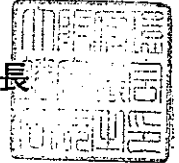


答申第88号
平成25年2月14日

大阪府知事様

大阪府環境審議会会長



温泉掘削許可及び温泉動力装置許可について（答申）

平成25年2月14日付け環衛第2168号で諮問のあった標記については、平成25年2月14日開催の平成24年度第2回大阪府環境審議会温泉部会での審議の結果、別紙のとおり答申します。

別紙

1 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 京都府京都市中京区丸太町通堀川東入丸太町18番地
株式会社晃商 代表取締役 新井 義淳
- (2) 申請地 門真市新橋町523番1
- (3) 答申内容 本申請については、180メートル以深にストレーナを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。

2 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市淀川区西中島三丁目23番9号
株式会社バーレコード 代表取締役 春田 幸裕
- (2) 申請地 大阪市鶴見区緑地公園654番
- (3) 答申内容 本申請については、500メートル以深にストレーナを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。

3 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市住之江区御崎五丁目2番21号
医療法人桂輝会かつらぎクリニック 理事長 桂木 啓和
- (2) 申請地 大阪市住之江区南港北一丁目6番
- (3) 答申内容 本申請については、600メートル以深にストレーナを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。

4 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 大阪市淀川区西三国二丁目12番58号
有限会社プルメリア 代表取締役 浦濱 忠彦
- (2) 申請地 大阪市淀川区西三国四丁目27番1
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。